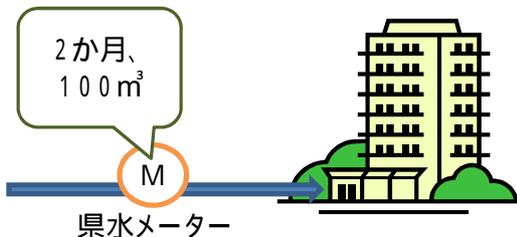


## 共同住宅等の料金計算取扱適用制度について

共同住宅等で、一つの給水装置を複数世帯で使用している場合、本来は総排水量に応じた下水道使用料が賦課されますが、県の認定を受けた住宅（「料金適用住宅」といいます。）については、基本的に総排水量を使用世帯数で割って1世帯当たりの単価を算出し、これに世帯数を乗じる方法で使用料を算定する制度です。

### 【例1】



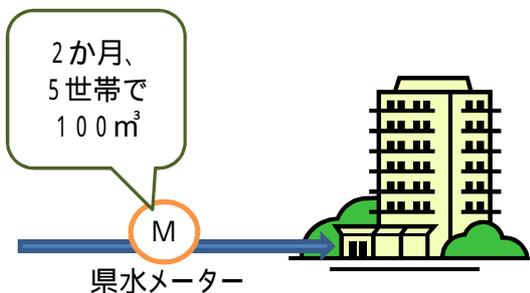
・マンションに対して、1つのメーターしかない  
(通常は各部屋ごとにメーターがある)  
1使用者でマンション全体の下水道使用料を支払うことになる。

・2か月で100<sup>m</sup>³使用すると...  
下水道使用料 = 12,168円

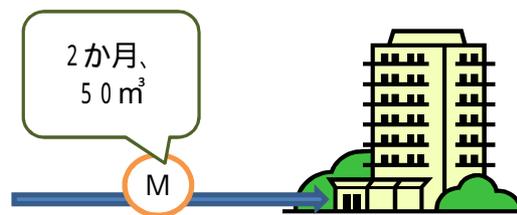
料金適用制度を申請  
...「排水戸数分割届」を提出(5世帯使用)

・5世帯が20<sup>m</sup>³ずつ使用したこととなる。よって...  
下水道使用料 = 1,927円 × 5世帯 = 9,635円

**2,533円安くなる!!**



### 【例2】

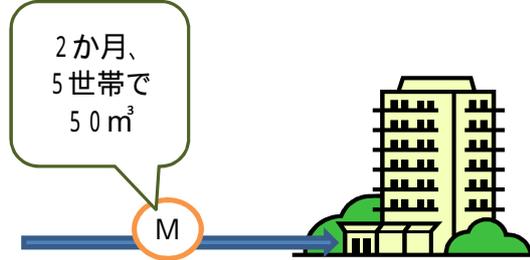


・2か月で50<sup>m</sup>³使用すると...  
下水道使用料 = 5,348円

料金適用制度を申請  
...「排水戸数分割届」を提出(5世帯使用)

・5世帯が10<sup>m</sup>³ずつ使用したこととなる。  
下水道使用料 = 1,509円 × 5世帯 = 7,545円

**2,197円高くなってしま...**



### 【例3】

2か月、  
1,000 $\text{m}^3$

M

県水メーター



・2か月で1,000 $\text{m}^3$ 使用すると...  
下水道使用料 = 190,918円

料金適用制度を申請  
...「排水戸数分割届」を提出(50世帯使用)

2か月、  
50世帯で  
1,000 $\text{m}^3$

M

県水メーター



・50世帯が20 $\text{m}^3$ ずつ使用したこととなる。  
下水道使用料 = 1,927円  $\times$  50世帯 = 96,350円

94,568円安くなる

### 【例4】

2か月、  
500 $\text{m}^3$

M

県水メーター



・2か月で500 $\text{m}^3$ 使用すると...  
下水道使用料 = 84,438円

料金適用制度を申請  
...「排水戸数分割届」を提出(50世帯使用)

2か月、  
50世帯で  
500 $\text{m}^3$

M

県水メーター



・50世帯が10 $\text{m}^3$ ずつ使用したこととなる。  
下水道使用料 = 1,509円  $\times$  50世帯 = 75,450円

8,988円安くなる

排水量と世帯数のバランスによって使用料が変わります。